

農地・農業用施設復旧に対する支援の申請受付期限延長

熊本地震で被災した農地・農業用施設の復旧に対する支援事業の申請受け付けを延長します。

農地の自力復旧支援事業

農家が、熊本地震で被災した農地を、自ら復旧する作業に要する経費の一部を支援します。

交付対象となる経費

被災した農地のうち、国庫補助事業の対象とならないものについて、農家自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地、および耕耘などに要する経費。

[例]作業機械借り上げ料、機械オペレーター賃金、農家自ら行う復旧作業に対する日当、材料費、その他必要と認められる経費(運搬費・燃料費など)

補助金交付基準

補助率：対象経費の2分の1以内

補助金上限額：20万円

小規模農業用水路・農道の早期復旧事業

熊本地震で被災した小規模な農業用水路、農道を、営農再開につなげるため、関係者自らが行う原形復旧に要した経費の一部を支援します。

交付対象者

町内にある施設を管理している農家(受益戸数2戸以上)、土地改良区、水利組合など

対象となる施設 用水路、排水路、幅1.2m以上の農道

補助金交付基準

補助率：対象経費の3分の2以内

補助金上限額：1カ所当たり26万6千円

新たな申請受付期限

令和3年3月19日(金)

圃復旧事業課 農林整備係 ☎ 289 - 8307

農地の賃借料の目安

農地についての実勢賃借料は、町で昨年1年間(平成31年1~12月)に締結された賃貸借契約を基に求められたものです。

令和2年度の実勢賃借料は、次のとおりです。農地の賃貸借契約を結ぶ際の目安としてご活用ください。

実勢賃借料(10アール当たり)

(田)15,000円か、米70kg (畑)10,000円

これらはあくまでも目安です。農地の状況を踏まえ、十分に話し合ったうえで金額を決定してください。

圃町農業委員会事務局 ☎ 286 - 3277(直通)

固定資産課税台帳の閲覧

次の期間内に固定資産課税台帳の閲覧ができます。証明書として発行する場合は、手数料として1部300円必要です。

また、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧もできます。

閲覧・縦覧期間

6月1日(月)まで ※土・日・祝日を除く。
午前8時30分~午後5時15分

場所

税務課 固定資産税係

閲覧・縦覧できる人

固定資産税の納税義務者と同一世帯の親族、または納税管理人(その他の場合は、委任状が必要です)

持ってくるもの

本人確認ができるもの(運転免許証など)

圃税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380